

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 3 4 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会		
事務局 (担当課)		総務局情報公開・文書管理課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)		
開催日時		令和 4 年 3 月 1 6 日 (水) 午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 2 5 分まで		
開催場所		W e b 会議		
出席者	委員	1 2 人 (別紙のとおり)		
	その他	0 人		
	事務局	5 人 (情報公開・文書管理課長、同総括副主幹、同総括副主幹、同主査、同主任)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		—		
会議次第		<p>議 題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 1 3 3 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について 2 諮問事案に係る調査審議について <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報保護条例第 9 条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について <ul style="list-style-type: none"> ・自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報の提出にかかる保有個人情報の目的外の利用及び提供について (継続案件) (2) 情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の Web 会議による開催について (3) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について 3 保有個人情報取扱事務の登録等について (報告) 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公文書管理部会からの報告 (2) その他 		

主な内容は次のとおり

1 第133回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について

第133回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録（案）について、承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

2 諮問事案に係る調査審議について

(1) 個人情報保護条例第9条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について

- ・自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報の提出にかかる保有個人情報の目的外の利用及び提供について（継続案件）

事務局から前回の調査審議の概要などが説明された後、調査審議が行われた。

(会長) 事務局から説明があったとおり、前回の調査審議において、募集対象者の情報の提供は、宛名シールでの提供に限るという方向で異論はなく、条件の3番目については、色々と議論がありました。削除すべきという意見や、残すべきという意見、また、これまで通り住民基本台帳を参照していただく等、様々な意見がありました。このため、条件の3番目は削除したいと思います。来年度は、改正個人情報保護法の施行により、審議会の諮問がなくなるため、委員において意見が一致している条件だけでも方向づけておくべきと考えます。また、条件の3番目については、これまでの議論の経緯、示された意見書も含めて、当審議会の記録として保管してもらうことを依頼しました。これにより、議事の過程が当審議会の記録として残り、情報公開条例に基づいて公文書公開請求があった場合には、非公開情報にあたらぬ限りは、公開されます。このようなことから、記録としての価値はあると思います。今後、この答申に従って市が判断していくときに、その判断を適正にするために、必要に応じてこのような議論もみてもらえるのではないかと考えます。この意味で、提出された意見、あるいは本日の意見は、決して無駄にはならないと考えます。ここで、あらためて、前回の答申案から、条件の3番目を削除して、本日の答申案のたたき台としたいと考えていますので、委員の皆様の意見を頂戴したいと思います。

(齋藤委員) 前回の審議会で意見を申し上げて、その意見は変わっていない。条件の3番目は残した方がいいと思っていますし、希望しない人は必ず意思表示をしてくださいというような強制的なものではないので、残した方がいいと思っています。しかし、牛嶋会長の御説明や他の委員の意見を拝見して、審議会として削除するというのであれば、それは受け入れます。

(会長) 委員全員が条件を付けるという意見であれば付けられますが、議論が分かれている状況では難しいかと思えます。ただし、別の考え方もあり得るということは資料として残ります。必要に応じて、事務局から、市長や実施機関に伝えてもらうことはできると思えます。

(慎委員) 法令上で依頼ができるとなっていることに対して、審議会で何かを加えるような対応ができるのか、また、最初の提供はしかたがないと思うが、通知が届いた後の対策

が必要かと思えます。

(会長) 通知が届く前後について、前については、法律に基づいて依頼があった以上、審議会の答申で、それに対して、何か制度を加えるようなことがそもそもできるのかという点と、また、通知が送られてきた後に、それを停止するような仕組みあるいは対応をすべきかどうかという点の2点の意見かと思えます。

1点目ですが、最終的な判断は市が行うが、審議会として、仕組みを設けて、市が不要と判断した方に送付しないということを提案することはできないのではないかと思います。

2点目ですが、送付された後に、それを停止することができるのかどうかですが、実務上は、当該年にこの通知が送付されるので、翌年に同一の方に対して、この通知がされることはないと理解しています。事務局に確認しますが、この理解でよろしいでしょうか。(事務局) 前回実施機関から説明がありましたとおり、18歳になる方に対して1回だけ送ることになります。

(会長) 1点目についてはどうでしょうか。

(事務局) 審議会の意見として出すことに問題はないと認識しています。

(岩谷委員) 条件の3番目は、当審議会での範囲外と思うので削除と考えるが、もし、この条件を付けるなら、希望しない人に通知を出さないというよりも、希望する人に通知を出すという考え方の方がわかりやすいのではないかと思います。

(会長) 制度として、答申に意見や条件を記載することは可能であることを説明しましたが、本日の答申案は、条件の3番目は削除ということで考えています。

(岩谷委員) それならば結構です。

審議の結果、自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報の提出にかかる保有個人情報の目的外的利用及び提供について、次の条件を付した上で、諮問の内容を相当とする答申を行った。

条件1 当該保有個人情報の提供は、宛名シールに限ること。

条件2 当該保有個人情報提供先に対し、提供目的外的利用禁止及び使用する必要がなくなった提供済個人情報については提供年度内に確実かつ速やかに廃棄を行うことなど適切な個人情報保護のために必要とされる措置を文書により求めること。

(2) 情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会のWeb会議による開催について

事務局から説明の後、調査審議が行われた。

(齋藤委員) 他の附属機関への適用について記載があるが、審議会でも適当なものと認めた答申をしたら、情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会以外の会議についても、Web会議による開催を認めるということになるという理解でいいでしょうか。諮問書では、審査会についてと記載されているのに、全部に適用されるというのは少し違うのではないかと感じています。

(事務局) 今回の諮問は、情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会のWeb会議についてなので、基本的にはその内容について答申をいただきたいが、適当なものと認められる答申をいただける場合に、可能であれば、答申を類型答申という形でいただき、他の審

議会等においても、同様の条件ならば Web 会議を開催可能とさせていただきたいと考えています。

(齋藤委員) 情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の諮問だが、同様の案件のときに、全部適用できるというのは、少し危うい気がします。それぞれで諮問して、審議すべきと考えます。

(会長) 本件に限らず、類似の事例で、類型化されたものについては、諮問を省略して利用ができるという制度はあります。その類型化の 1 事例にしたいというのが事務局の提案です。もちろん、本件については、そうではないという判断も可能です。今回判断することは 2 点あり、1 点目は、情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の Web 会議が妥当であるかどうかで、2 点目は、それを類型化して他の審査会等に当てはめるのが妥当であるかどうかです。1 点は妥当だが、2 点目の類型化については認めないということも可能で、そうすると類型化されていないので、他のものについても同様に諮問にかかるということになります。

事務局に確認しますが、類型化した場合は、どの程度の審査会等の数が見込まれていますか。

(事務局) 本市の附属機関は 90 あり、事務局で調べたところ、非公開としているのは 13 あり、例えば介護認定審査会や精神医療審査会等です。

(会長) 承知しました。そうすると、類型化を認めなかった場合には、最大限で、その数だけ諮問がされるということですね。

(事務局) そのとおりです。

(会長) 承知しました。先ほど例示として示された審査会では、かなりセンシティブな情報を扱うのは間違いありませんね。

説明資料に、「運用ルールで規定したうえで」とあり、このルールの内容は重要だと思います。守秘義務が課せられており、意図的にセンシティブな情報を漏えいするということはあまり考えられませんが、むしろ危惧するのは、オンラインで自宅や事務所から参加するときに、うっかり、不用意に情報が洩れてしまうことです。事務局に確認しますが、現時点で、運用ルールの素案等がありますか。

(事務局) 素案、考え方をまとめたものがあります。参加者が Web 会議に参加する際には覗き込み立ち聞き等により通話内容が第三者に漏えいしない場所で参加すること、参加者が Web 会議に使用する端末機器については OS、Web 会議ソフトウェア及びセキュリティソフトが最新のものであること、参加者が Web 会議で利用する回線は公共のフリー Wi-Fi を使用しないこと、Web 会議を利用する際には会議毎に URL を新規発行しその URL を参加者に送付すること、会議資料は事務局から紙資料若しくは携帯タブレットを配達記録等で郵送又はパスワードを付して電子メールで送付し、会議終了後参加者は紙資料及び携帯タブレットは事務局に返送、電子メールは削除することなどです。

(会長) 承知しました。運用ルールをきちんと策定するというのであれば、情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会については認めていいかとは思いますが、内容として、他の審議会や審査会との違いはありますか。

(事務局) 個人情報を取扱っているために会議を非公開としている点では同じですが、情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会では審査請求人等の個人情報を扱っていますが、

介護認定審査会では介護認定の申請者等の個人情報を取扱っているという点で違いはあります。個人情報を取扱っているために、会議が非公開で Web 会議を実施していないという点では同様と考えています。

(会長) 同様と考えているので、類型化してほしいということですね。

(齋藤委員) 数が多くて、基本的に全て一緒ですということであれば類型化してもいいのかもしれませんが、運用ルールも案の段階で、基本的にこの案で実施するというのであればしかたないのかとは思いますが、類型化するのであれば、情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の Web 会議の諮問ではなくて、様々な審査会等の Web 会議の諮問とするべきで、諮問のタイトルと乖離した感じはしています。

(会長) 答申の中で、類型化を入れるか入れないかを議論しないとイケません。運用ルールももっと整ったものがあった方がよかったですと思います。情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の Web 会議の開催については、どの程度急ぐ必要があるのでしょうか。

(事務局) 審査会は、現在、調査審議を進めておりまして、一昨日対面式で開催され、次回について、審議会で認められれば Web 会議で実施することとしていますが、日程調整等はこれからなので、特に期限が決まっているわけではありません。

(会長) 承知しました。

(齋藤委員) 諮問のタイトルにこだわっているのは、市民の方がこれを見たときに、審査会の Web 会議に係る諮問であるのに、ふたを開けてみたら、同様のものは全部いいですというのは、市に対する不信感が芽生えるのではないかと思います。審議会に対しても、それを通してはどうかと思われませんか。タイトルそのものが、情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会だけではなくて、この条件に当てはまった審査会等は Web 会議で行いますという諮問であれば、市民の方が見たときにそういうものだと思いますが、この審査会を通すから他の審査会等も通すというのは見たときに不信に思われるのではないかと感じます。私たちは、今説明を受けているので理解しましたが、市民の方は説明を受けているわけではないので、何となく引っ掛かりを覚えて、答申としてはどうかという気持ちはあります。類型化するのであれば、諮問のタイトルは変えないとイケないと思います。

(事務局) 今回の諮問の出発点が、情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会であったためにこのような諮問になっており、他の部署からの問合せ等もあったために、足早に、類型化の答申をお願いしましたが、ご指摘のとおり、整理しきれていない部分があるので、今回については、情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の Web 会議による開催についてのみ答申いただきたいと思います。他の附属機関の Web 会議による開催については、事務局できちんと整理したうえで、改めて諮問させていただきたいと思います。

(会長) 齋藤委員の指摘した、市民の理解という点も非常に重要で、これまでの類型化の答申については、市のホームページ等で掲載されているのでしょうか。

(事務局) 審議会の会議録は掲載していますが、答申の一覧表等は掲載しておりません。

(会長) そうすると、類型化の答申があること自体も、公開されている情報の中からは理解できないことになっているということですね。

(事務局) はい。会議録は掲載していますが、1 回毎の会議録なので、それを読んだ結果として類型化答申があることはわかりますが、一覧としてどういったものがあるかという

のはわかりません。

(会長) 承知しました。類型化のしくみは、本市に限らず一般にあるものですが、その制度の説明は公開してもいいのではないかと思います。

諮問案件については、情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の Web 会議の運用によって、運用ルールもより充実したものになるでしょうから、事務局から今提案されたとおり、類型化はせずに、情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会のみでの Web 会議の開催についての答申としたいと思います。

審議の結果、情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の Web 会議による開催について、類型化はせずに、諮問の内容を適当とする答申を行った。

(3) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について

事務局から、本諮問案件については 4 回程度に分けて調査審議することと、本日の審議事項について説明した。

- 1 条例に規定する内容等について
- 2 諮問事項 1
 - ① 開示請求における手数料について
 - ② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料について
 - ③ 開示決定等に係る日数について

特に、委員から質問・意見等はなく、次回以降に継続して調査審議することとなった。

3 保有個人情報取扱事務の登録等について (報告)

保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。

4 その他

(1) 公文書管理部会からの報告

公文書管理部会における公文書の保存期間の延長及び保存期間が満了する公文書の廃棄について、令和 2 年度における公文書及び歴史的公文書の管理等の状況について及び適正な公文書の管理に向けた取組について、事務局から報告が行われた。

(2) その他

次回の審議会を 4 月に予定することとし、別途日程を調整することとした。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿

(令和4年3月16日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	副会長
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所1号議員	出席	
4	金子 さつき	公募委員	欠席	
5	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
6	清水 善仁	中央大学文学部准教授	欠席	
7	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科准教授	出席	
8	慎 祥揆	東海大学情報理工学部コンピュータ応用工学科准教授	出席	
9	瀬尾 守一	相模原市自治会連合会理事	出席	
10	土田 伸也	中央大学法科大学院教授	出席	
11	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	出席	
12	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	欠席	
13	松浦 薫	弁護士	出席	
14	水島 将司	公募委員	出席	
15	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は令和5年6月30日まで